

女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の公表

当社の女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異は以下の通りとなります。

<割合>

平均年間賃金	男女の賃金差異 (男性社員の賃金に対する女性社員の賃金の割合)
正規労働者	73.0%
非正規労働者	57.3%
全ての労働者	58.5%

【算出の前提条件】

- ・対象期間 : 2022年度 (2022年4月~2023年3月)
- ・賃 金 : 毎月の給与および年2回の賞与を含む「総支給額」から「通勤手当」を除いた金額
- ・労働者 : 正規労働者 = 社員、エリア社員 (役員、執行役員、他社から当社への出向者を除く)
非正規労働者 = 嘱託社員、再雇用社員、有期契約社員、無期契約社員 (派遣社員除く)
- ・その他 : 育休・産休を取得している者については、給与・賞与で著しい減額が発生しているものの、男女の働き方及び賃金差異縮小を目指す観点から、給与・人員ともに対象に組み入れて算出